

年金制度をめぐる最近の動向

第15回社会保障審議会年金部会
平成21年5月26日

資料4-1

基礎年金の最低保障機能強化等を含む、社会保障の機能強化に関する議論
【社会保障国民会議、中期プログラム】

新たな公的年金の運営体制に関する議論
【新年金局・日本年金機構の発足】

法案

政府部内の諸会議における議論

日本年金機構設立委員会

これまでの動き

3月27日 「所得税法等の一部を改正する法律」等が成立
〔税制の抜本改革(附則第104条)〕
4月17日 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」が衆議院を通過
〔基礎年金の最低保障機能強化等に係る検討(附則第2条)〕

2月12日 社会保障改革推進懇談会(第1回)
4月 8日 社会保障改革推進懇談会(第2回)
13日 安心社会実現会議(第1回)
22日 経済財政諮問会議(第11回)
(安心実現集中審議①)
28日 安心社会実現会議(第2回)

2月24日 日本年金機構設立委員会(第6回)
(有期雇用職員の労働条件等)
3月26日 日本年金機構設立委員会(第7回)
(業務方法書、内部統制等)

5月～6月以降

※ 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」は、平成19年4月に第166回国会に提出し、継続審議中。

5月15日 安心社会実現会議(第3回)
5月19日 経済財政諮問会議(第12回)
(安心実現集中審議②)
5月21日 経済財政諮問会議(第13回)
(安心実現集中審議③)
:
安心社会実現会議の「提言」取りまとめ
「基本方針2009」の策定

5月19日 日本年金機構設立委員会(第8回)
(機構の組織、内部統制等)
6月 1日 日本年金機構設立委員会(第9回)
:
:

平成22年1月 新年金局・日本年金機構発足

日本年金機構設立委員会について

1. 役割

- 日本年金機構法においては、設立委員の任務は、
 - ① 機構の職員の労働条件及び採用基準を定め、機構の職員を募集するとともに、採用を決定して通知する
 - ② 業務方法書、制裁規程その他の規則を作成し、大臣認可を受ける
 - ③ 設立準備事務を完了して理事長となるべき者に引き継ぐなど、機構の設立に関する事務を処理することとされている。
- 日本年金機構設立委員会は、この設立委員の合議体として設置されたもの。

2. 任命

設立委員は、厚生労働大臣が任命することとされている。

3. 開催状況

平成20年	11月12日	第1回	(日本年金機構の設立)
	12月4日	第2回	(採用基準・労働条件等)
	12月9日	第3回	(採用基準・労働条件等)
	12月22日	第4回	(採用基準・労働条件等)
平成21年	1月29日	第5回	(組織の骨格等)
	2月24日	第6回	(有期雇用職員の労働条件、役員報酬等)
	3月26日	第7回	(業務方法書、内部統制等)
	5月19日	第8回	(機構の組織、内部統制等)

(参照条文)

日本年金機構法 附則 (抜粋)

(設立委員等)

- 第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。
- 2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。
 - 3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
 - 4 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。
 - 5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

平成21年2月16日

日本年金機構設立委員会委員名簿

- 磯村 元史 函館大学客員教授
- 岩瀬 達哉 ジャーナリスト
- 江利川 毅 厚生労働事務次官
- 大熊 由紀子 国際医療福祉大学大学院教授
- 大山 永昭 東京工業大学教授
- ◎ 奥田 碩 トヨタ自動車株式会社取締役相談役
- 岸井 成格 毎日新聞社特別編集委員
- 紀陸 孝 東京経営者協会専務理事(日本年金機構の理事長となるべき者)
- 古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長
- 小鳶 典明 大阪大学大学院高等司法研究科教授
- 長沼 明 埼玉県志木市長
- 野村 修也 中央大学法科大学院教授・弁護士
- 間瀬 朝久 株式会社ゆうちょ銀行専務執行役
- 山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学教授

◎：委員長 ○：委員長代理

(五十音順、敬称略)

第15回社会保障審議会年金部会
平成21年5月26日

資料4-3

平成21年5月19日日本年金機構設立委員会
(第8回)提出資料を基に作成

現場実務を踏まえた制度設計について

年金制度の企画立案における現場要請の反映 —現状と課題—

【現状】

- 厚生労働省（年金局）においては、概ね5年ごとの制度改正の検討に当たり、社会保険庁から事務処理上の要請を受け付けるとともに、事業実施面からも検討を行ってきた。
- これまで社会保険庁による現場の要請を受けて取り組んだ、代表的な制度改正は以下のとおり。
 - ・ 国民年金保険料を納付し易くするため、所得水準に応じた多段階免除制度（4段階）を導入
 - ・ 市町村から所得情報の提供を受けやすくする法整備
 - ・ 第3号被保険者（被扶養配偶者）の届出について、扶養配偶者の事業主経由に変更
- 一方で、要請を受けながら今後の検討課題に止まっているものも多い。
- 「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会」報告書における制度面での指摘事項と、現行制度の考え方を踏まえ、今後、社会保障審議会年金部会等において総合的な検討を行っていただくこととしたい。
- なお、「年金事業の実施に係る企画立案」を所掌する社会保険庁においても、被保険者等の届出の簡素化、保険料の納付促進対策の強化等を内容とする「事業運営改善法案」を立案（平成19年6月成立）

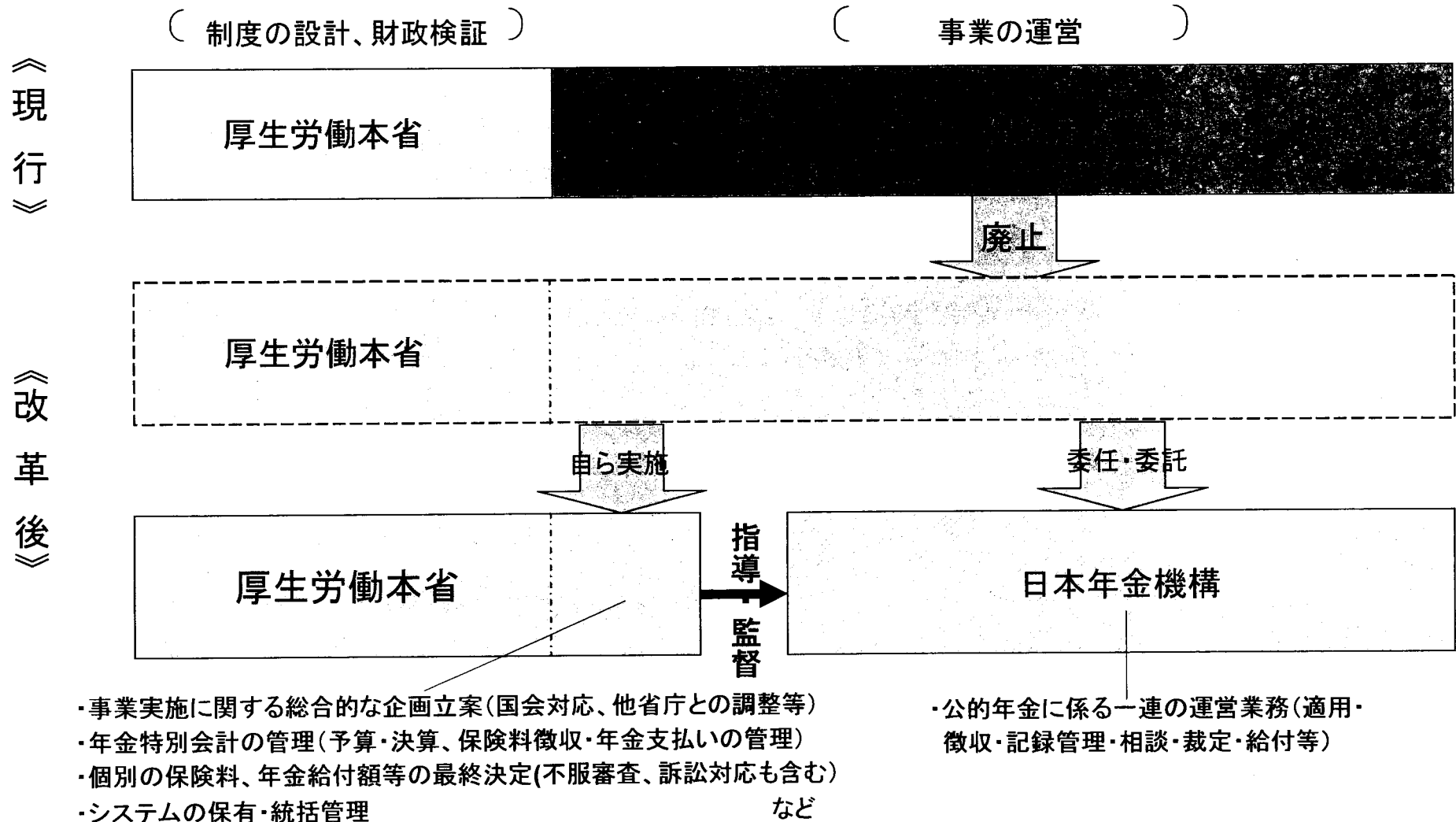
【課題】

- 改正を重ねるたびに複雑となる事務処理の下で、新たなシステム開発や業務の管理・運営等の重要性が増す一方、少子化や経済社会の実勢を踏まえた年金制度そのものの立案・検討に関わる重要性・困難性も高まり、これらに省全体として一体的に取り組むという体制が十分とれていなかったのが実態。
- 制度改正等に当たり、必要に応じて行われてきた年金局と社会保険庁の協議には、以下のような課題がある。
 - ・ 協議の実施自体がルール化されておらず、現場の要請を確実に制度の立案に生かす仕組みとはなっていない。
 - ・ 社会保険庁において、制度改正に関する現場の問題意識やお客様の声を組織的に十分集約することができていない。
 - ・ 年金局において、社会保険庁の要請に対する対応の可否やその理由について、対外的な説明責任を果たせていない。
 - ・ 制度改正によるシステム開発に要する期間の見通しなどが必ずしも十分でなく、システム開発に追加的な期間や人員を要したことがある。
 - ・ 役所間で行われる非公式の協議であり、外部の目によるチェックが働いていない。

社会保険庁改革と公的年金に係る国の責任について

国民の信頼に應えることができる公的年金の運営体制とするため、

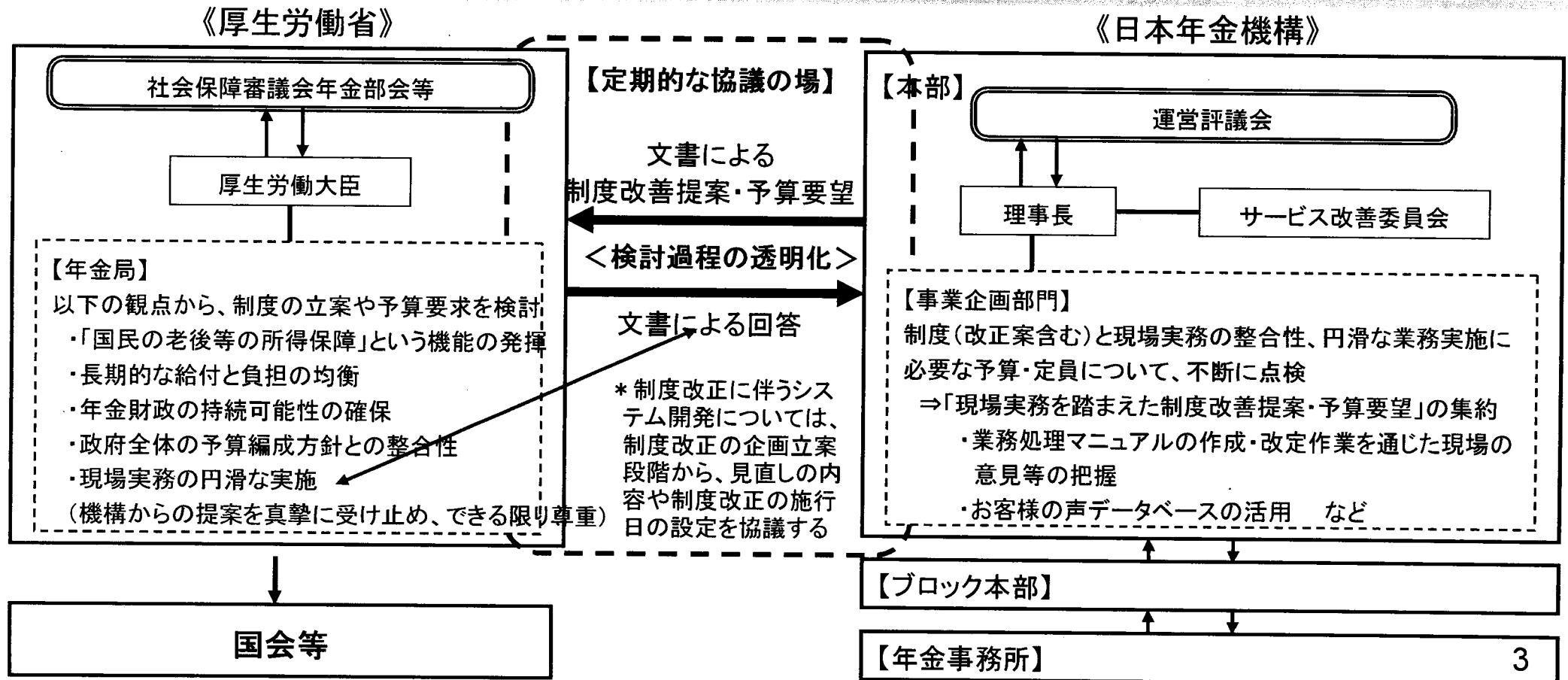
- ① 社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、
 - ② 新たに日本年金機構を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせることとする。
- ⇒ 厚生労働大臣の責任に対応するため、年金局を改組し、事業運営を担う組織・定員を配置予定



新体制における「現場実務を踏まえた制度設計・予算編成等」の仕組み

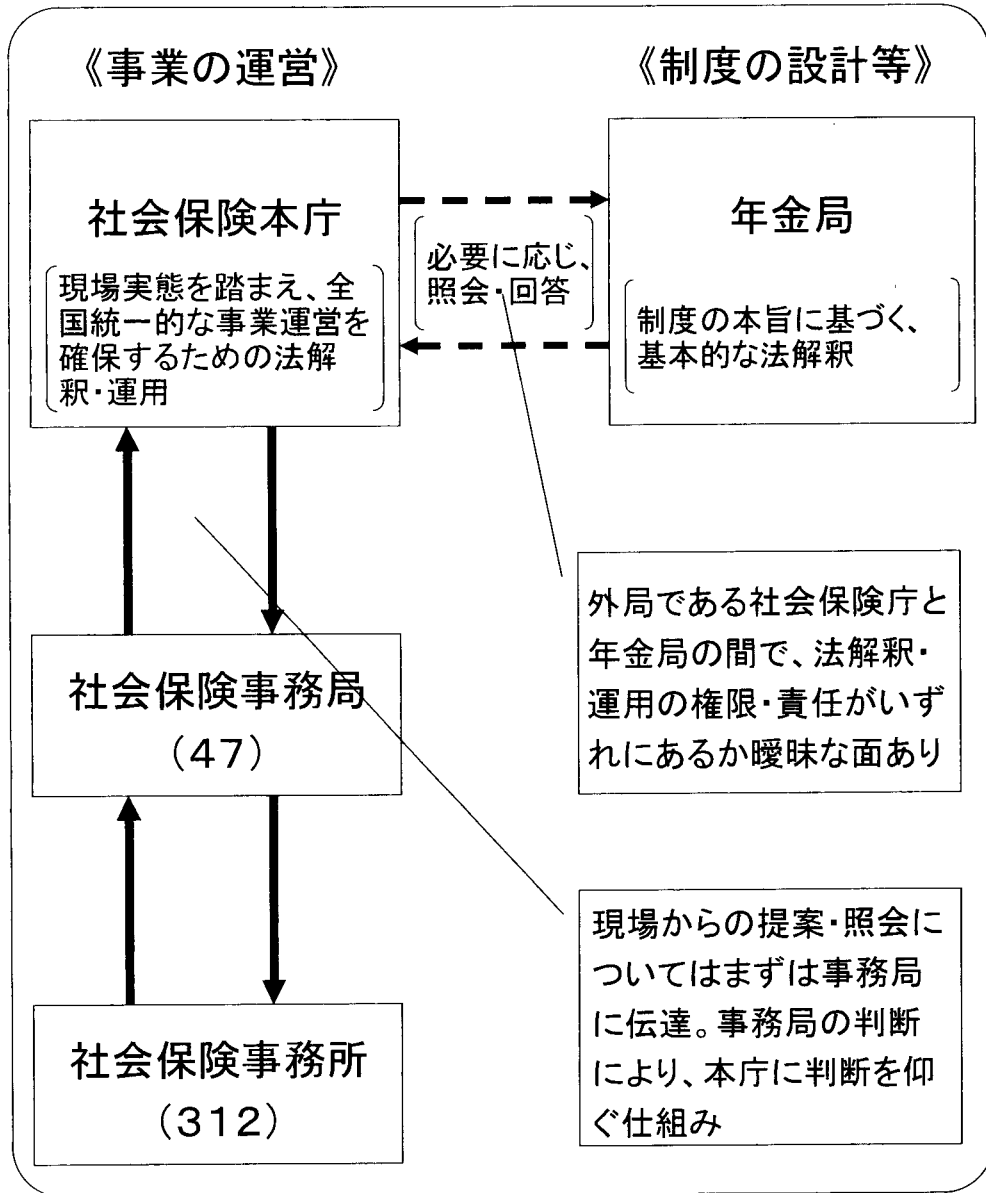
平成22年1月以降の新体制においては、次のような仕組みを構築することにより、管理運営責任を負う厚生労働省（年金局）と、一連の運営業務を担う日本年金機構（機構）の連携を確保し、従来以上に、現場実務を踏まえた制度設計や予算編成等に努めてまいりたい。

- ・ 厚生労働省と機構による定期的な協議の場の設置
- ・ 機構による「現場実務を踏まえた制度改善提案・予算要望」と厚生労働省による「回答」をそれぞれ文書にまとめ、公表（検討過程の透明化）。これに先立ち、運営評議会は機構理事長に、社会保障審議会年金部会等は厚生労働大臣に、それぞれ助言・意見具申等。
- ・ 厚生労働省は機構からの提案を真摯に受け止め、できる限り尊重。

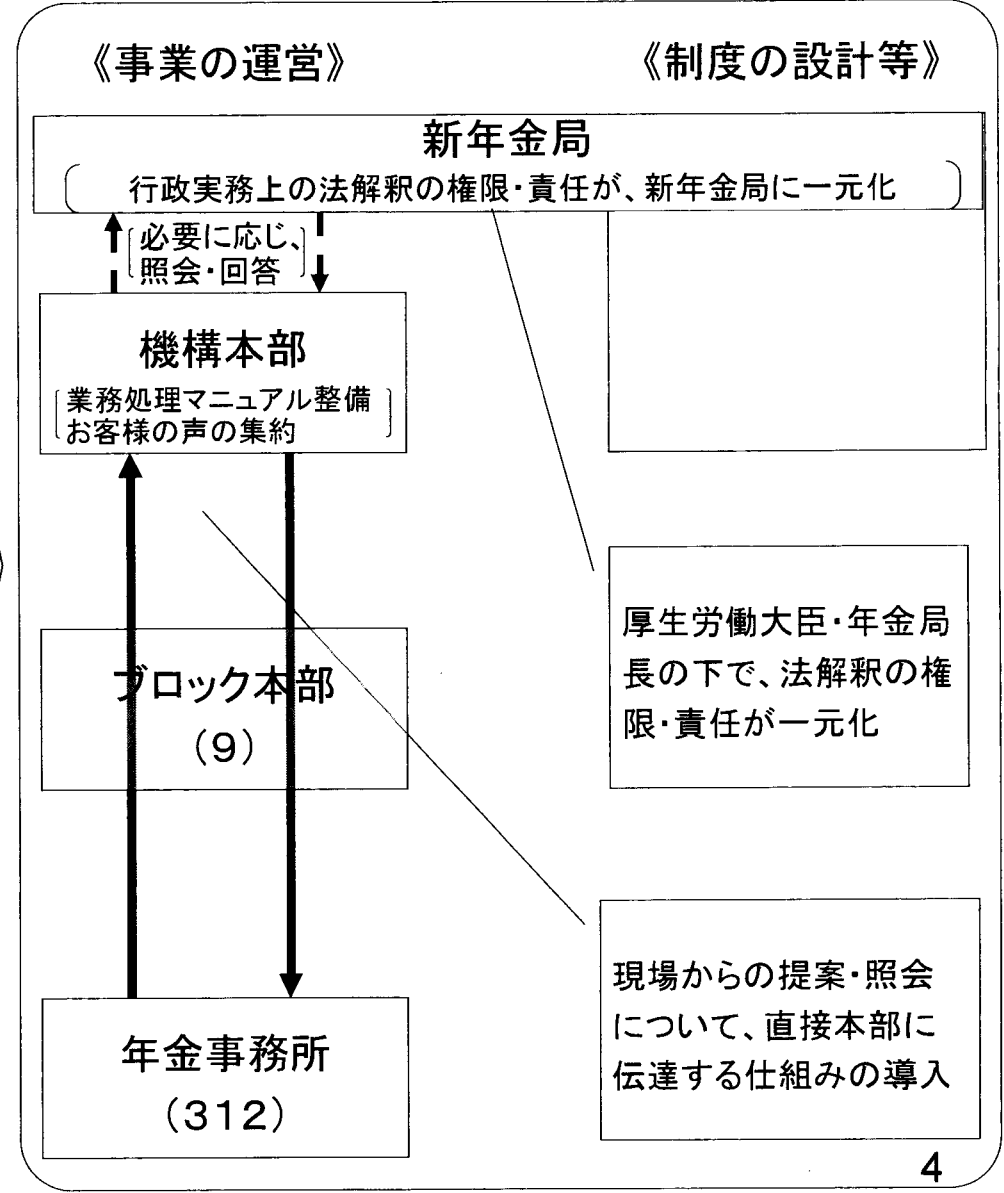


現場職員からの提案や疑義照会の流れ

【 現 行 】



【 新体制 】



< 「新たな仕組み」を補完する仕組み >

1. 「定期的な協議の場」を介した「新たな仕組み」だけでは、個々の職員等からの制度改善提案や疑義照会等について、
 - ・ 法律の解釈の明確化も含め緊急の対応が必要な場合
 - ・ 事柄の性格上、公開の議論になじまない場合
 - ・ 日本年金機構内部での意見集約に反映されない場合
 など、必ずしも十分に対応できない場合があり得る。
2. このうち緊急の対応が必要な場合には、当然のことながら、「定期的な協議の場」を待つことなく、厚生労働省と日本年金機構本部の関係者により、随時協議・調整を行い、適切な対応を行うことになる。
3. また、個々の職員等からの提案や疑義照会については、まずは日本年金機構本部において様々な角度から検証した上で、日本年金機構としての「制度改善提案」等を厚生労働省に提出することが基本と考えるが、更に、個々の職員は、以下のような日本年金機構外の窓口に通報し、厚生労働省に対して改善を求めることができる。
 厚生労働省においては、必要に応じ、大臣に報告・指示を受けつつ、日本年金機構との定期・随時の協議の場に諮るなどの対応を行う。
 このことについては、研修等の機会を通じ、日本年金機構の職員に周知徹底を図ってまいりたい。

窓 口	役割・機能
年金局に設置予定の「国民の声係」	年金管理審議官の直轄組織として、公的年金事業、日本年金機構に関する国民からの苦情・意見・要望を受け付ける。必要に応じ大臣に報告・指示を受けつつ、局内関係課や日本年金機構と改善策を検討
厚生労働省の行政相談窓口又は公益通報相談窓口 (大臣官房総務課行政相談室)	厚生労働省の所掌事務に関して、国民からの相談又は公益通報者保護法に基づく外部労働者からの通報の相談を受け付ける。関係部局にその内容を伝え、関係部局において、必要に応じ大臣に報告・指示を受けつつ、改善策を検討
総務省の行政相談窓口 (行政評価事務所、行政相談委員など)	国の行政全般(委託事業等を含む)について国民の苦情や意見・要望を聴き、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行う
内閣府の公益通報者保護制度相談窓口 (国民生活局企画課公益通報者保護制度相談ダイヤル)	公益通報者保護法に関する事、各種ガイドラインに関する事、通報先(処分権限を有する行政機関)に関する相談 など